

鳥取県告示第187号

平成21年鳥取県告示第721号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金を追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成24年3月27日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後				改正前																																																													
1 利用料金				1 利用料金																																																													
(1) 略				(1) 略																																																													
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料																																																													
ア 大ホール				ア 大ホール																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDレコーダー</td> <td>1</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td>マスターレコーダー</td> <td>3</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円	マスターレコーダー	3	1台1回につき 1,010円	略				略				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDレコーダー</td> <td>1</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円	略			略				略			
区 分			利用料																																																														
種別	設 備 名	設置数																																																															
略																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																
	CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円																																																														
	マスターレコーダー	3	1台1回につき 1,010円																																																														
略																																																																	
略																																																																	
区 分			利用料																																																														
種別	設 備 名	設置数																																																															
略																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																
	CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円																																																														
	略																																																																
略																																																																	
略																																																																	
備考 略				備考 略																																																													
イ 小ホール				イ 小ホール																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DATデッキ</td> <td>1</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td>マスターレコーダー</td> <td>1</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円	マスターレコーダー	1	1台1回につき 1,010円	略				略				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>設 備 名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DATデッキ</td> <td>1</td> <td>1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円	略			略				略			
区 分			利用料																																																														
種別	設 備 名	設置数																																																															
略																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																
	DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円																																																														
	マスターレコーダー	1	1台1回につき 1,010円																																																														
略																																																																	
略																																																																	
区 分			利用料																																																														
種別	設 備 名	設置数																																																															
略																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																
	DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円																																																														
	略																																																																
略																																																																	
略																																																																	

備考 略
ウ 略
2 略

備考 略
ウ 略
2 略

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則
この告示は、平成24年3月27日から施行する。